

都道府県における喀痰吸引等関係の 登録等の事務について

※この資料は、関係者の準備に資するため、現在検討中の事項を含め、現段階で考えられる事項を整理したものを含んでおり、今後、変更がありうる。

都道府県の事務（概要）

「登録喀痰吸引等事業者、登録特定行為事業者」関係

- 登録・管理（法第48条の3、法附則第20条 ほか）
- 指導監督（法第48条の9）

「認定特定行為業務従事者認定証」関係 （法附則第4条 ほか）

「登録研修機関」関係

- 登録・管理（法附則第6条 ほか）
- 指導監督（法附則第18条 ほか）

その他

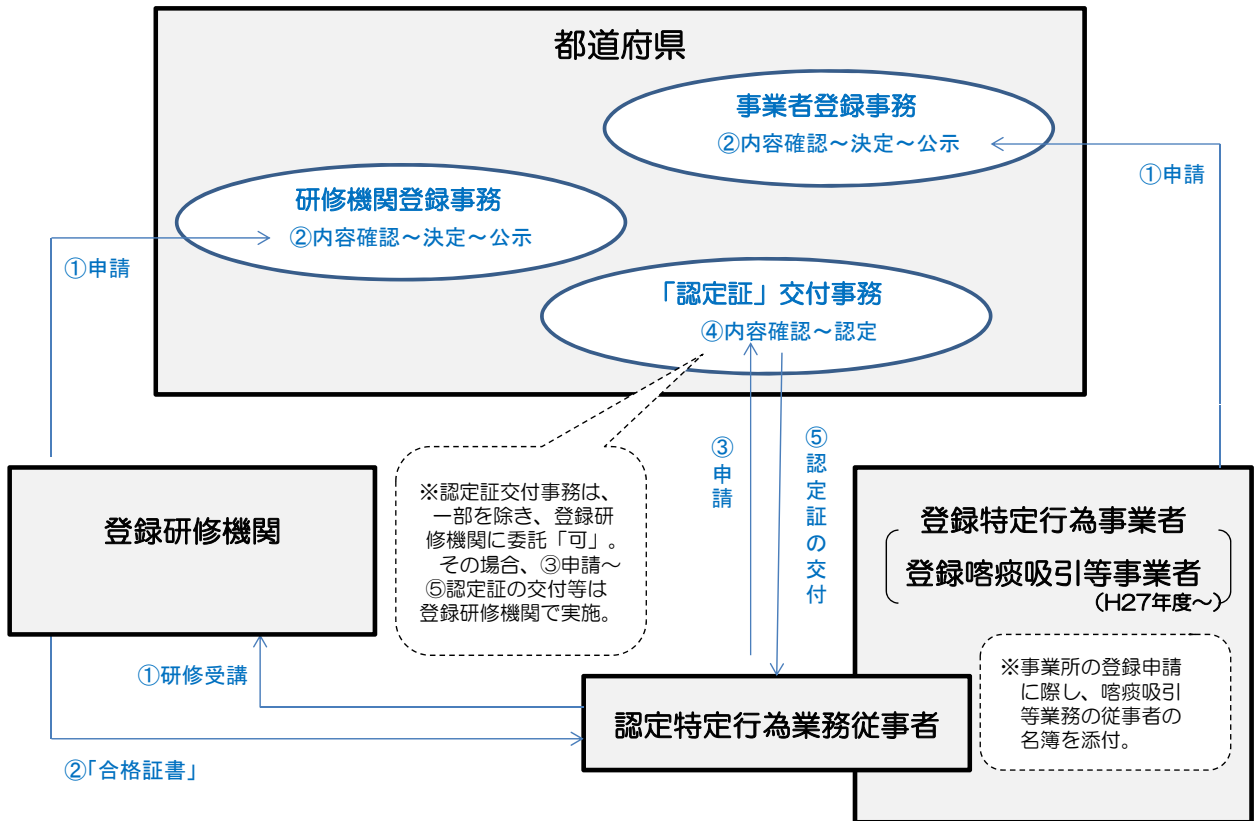
- ・制度周知
- ・人材確保（研修等）等の必要な施策
- ・手数料条例設定等の必要な事務 など

事業者・研修機関・従業者について

	法規定等	適用年度								登録機関		
		H24	H25	H26	H27	H28	～	H36	H37～			
事業者	第48条の3 登録喀痰吸引等事業者	自らの事業又はその一環として、喀痰吸引等(介護福祉士が行うものに限る。)の業務(以下「喀痰吸引等業務」という。)を行おうとする者は、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。					○	○	～	○	○	都道府県知事
	附則第20条第2項 登録特定行為事業者	自らの事業又はその一環として、特定行為(認定特定行為業務従事者が行うものに限る。)の業務(以下「特定行為業務」という。)を行おうとする者は、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。		○	○	○	○	○	～	○	○	
機関修	附則第4条第2項 登録研修機関	介護の業務に従事する者に対して認定特定行為業務従事者となるのに必要な知識及び技能を修得させるため、都道府県知事又はその登録を受けた者		○	○	○	○	○	～	○	○	都道府県知事
従事者	附則第3条 認定特定行為業務従事者	介護の業務に従事する者(介護福祉士を除く。)のうち、同条第一項の認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けている者		○	○	○	○	○	～	○	○	(財)社会福祉振興・試験センター
	改正法 附則第14条 認定特定行為業務従事者(経過措置対象者)	この法律の施行の際現に介護の業務に従事する者であって、この法律の施行の際新社会福祉士及び介護福祉士法附則第三条第一項に規定する特定行為を適切に行うために必要な知識及び技能の修得を終えている者(この法律の施行の際現に特定行為を適切に行うために必要な知識及び技能を修得中であり、その修得をこの法律の施行後に終えた者を含む。)		○	○	○	○	○	～	○	○	
	第2条の2 介護福祉士	第42条第1項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護(喀痰吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの(厚生労働省令で定めるものに限る。以下「喀痰吸引等」という。)を含む。)を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと(以下「介護等」という。)を業とする者						○	～	○	○	
	一括法 附則第13条 介護福祉士(特定登録者)	平成27年4月1日に介護福祉士の登録を受けている者及び同日に介護福祉士となる資格を有する者であつて同日以後に介護福祉士の登録を受けたもの					○	○	～	○		

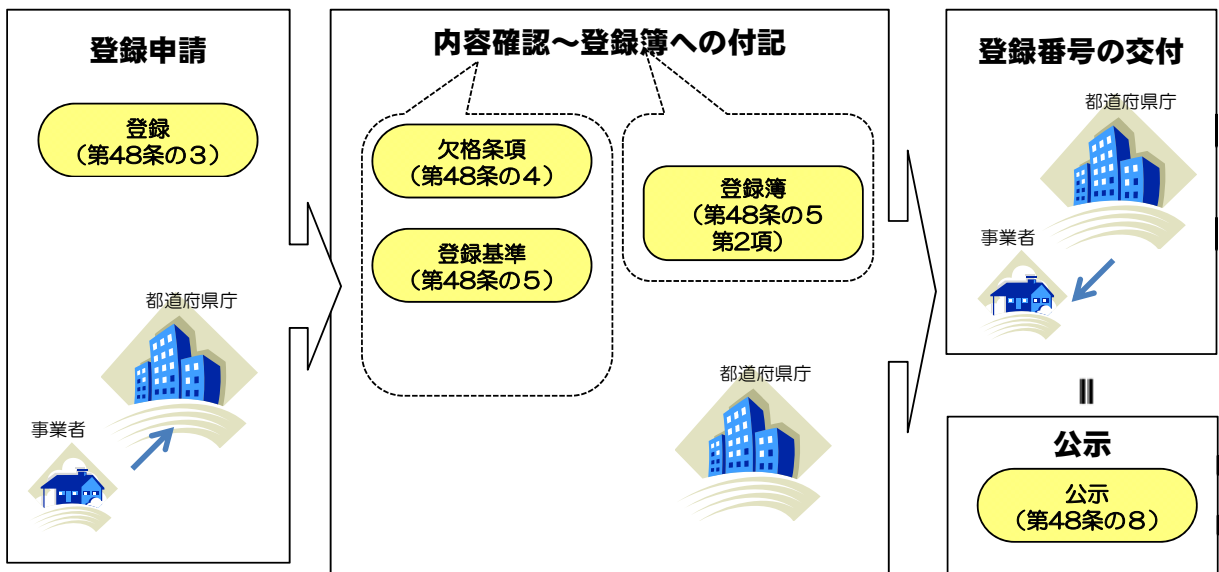
※平成27年度の国家試験合格者以前の介護福祉士を含む。

登録事務の流れ(概要)



登録喀痰吸引等事業者

具体的な事務手続きの流れ
～登録事業者の登録申請～



1. 登録(法第48条の3)

第四十八条の三 自らの事業又はその一環として、喀痰吸引等(介護福祉士が行うものに限る。)の業務(以下「喀痰吸引等業務」という。)を行おうとする者は、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録(以下この章において「登録」という。)を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 喀痰吸引等業務開始の予定年月日
- 四 その他厚生労働省令で定める事項

～省令(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則)において定める予定の事項～

- ・ (申請者が法人である場合) 定款又は寄付行為及び登記事項証明書
 - ・ (申請者が個人である場合) 住民票(写)
 - ・ 申請者が欠格条項に該当しない旨の誓約書
 - ・ 登録基準の要件に適合していることを証する書類
- +
- ・ 介護福祉士名簿

7

2. 欠格条項(法第48条の4)

第四十八条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 二 この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 三 第四十八条の七の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
- 四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの

～政令(社会福祉士及び介護福祉士法施行令)において以下の法律について定める予定～

児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、薬事法、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、障害者自立支援法、平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律

8

3-1. 登録基準(法第48条の5) -医療関係者との連携に関する事項-

第四十八条の五 都道府県知事は、第四十八条の三第二項の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならない。

一 医師、看護師その他の医療関係者との連携が確保されているものとして厚生労働省令で定める基準に適合していること。

～省令(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則)において定める予定の事項～

- ・ 介護職員等による喀痰吸引等が可能かどうかについての医師の文書による指示
- ・ 介護職員と看護職員との間での連携体制の確保・適切な役割分担(心身の状況に関する情報の共有、看護職員による定期的な状態の確認等)
 - ※ 施設の場合は、配置医や配置看護師等の関与を業務方法書等により担保し、在宅の場合は、介護職員から看護職員への日常的な連絡・相談・報告等についての取り決めの文書化など、在宅医療機関や訪問看護事業所との連携体制を構築することを想定。試行事業の内容を踏まえたマニュアルをそれぞれの類型に応じて整備する予定。
- ・ 緊急時に適切に対応できる体制(状態が急変した場合の医師等への連絡体制の整備等)
- ・ 個々の対象者の状況に応じ、喀痰吸引等の実施内容等を記載した計画書の作成
- ・ 喀痰吸引等の実施状況を記載した報告書の作成と医師への提出
- ・ 業務の手順等を記載した業務方法書の作成

9

3-2. 登録基準(法第48条の5) -介護福祉士の実地研修-

二 喀痰吸引等の実施に関する記録が整備されていることその他喀痰吸引等を安全かつ適正に実施するために必要な措置として厚生労働省令で定める措置が講じられていること。

～省令(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則)において定める予定の事項～

- ・ 介護福祉士が実地研修を修了していない場合には、当該介護福祉士に対して実地研修を実施(実地研修を修了した介護福祉士に限り、喀痰吸引等を行わせることができる。)
- ・ 「喀痰吸引等研修」と同等以上の内容の実地研修の実施、公正かつ適切な修得程度の審査の実施
- ・ 介護福祉士に対する「実地研修修了証」の交付
- ・ 修了証を交付した介護福祉士の帳簿の作成及び保存
- ・ 修了証交付状況についての都道府県知事への定期的な報告

10

3-3. 登録基準(法第48条の5) - その他の安全確保措置等 -

～省令(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則)において定める予定の事項～

- ・ 医師、看護師等の医療関係者を含む委員会の設置その他の安全確保のための体制の確保、研修の実施
※施設においては、施設長の下に医療関係者を含めた委員会を設置。在宅の場合には、利用者毎に医療関係者を含めた定期的なケア・カンファレンスを実施するなど、訪問看護事業所等との連携による安全確保体制の整備
- ・ 必要な備品等の確保
- ・ 器具の衛生的な管理等の感染症予防の措置
- ・ 計画書の内容についての対象者本人や家族への説明と同意、業務上知り得た秘密の保持

11

3-4. 登録基準(法第48条の5) - 医療機関に関する事項 -

三 医師、看護師その他の医療関係者による喀痰吸引等の実施のための体制が充実しているため介護福祉士が喀痰吸引等を行う必要性が乏しいものとして厚生労働省令で定める場合に該当しないこと。

～省令において定める予定の事項～

- ・ 医療関係者による喀痰吸引等の実施のための体制が充実している場合として、「病院」及び「診療所」を規定。

12

4. 変更等の届出(法第48条の6)

第四十八条の六 登録を受けた者(以下「登録喀痰吸引等事業者」という。)は、第四十八条の三第二項第一号から第三号までに掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、同項第四号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 登録喀痰吸引等事業者は、喀痰吸引等業務を行う必要がなくなつたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出があつたときは、当該登録喀痰吸引等事業者の登録は、その効力を失う。

事前届出	事後届出(遅滞なく届出)の場合の例
<p>第48条の3第2項第1号～第3号</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 事業所の名称及び所在地</p> <p>三 喀痰吸引等業務開始の予定年月日</p>	<p>第48条の3第2項第4号</p> <p>介護福祉士(または認定特定行為業務従事者)であつた従事者が、一身上の都合により突然退社してしまつた、突発的な理由により死亡してしまつた等により、省令に規定する「喀痰吸引等を行う介護福祉士(または認定特定行為業務従事者)名簿」の変更届出を行う場合。</p>

5. 登録の取消し等(法第48条の7)

第四十八条の七 都道府県知事は、登録喀痰吸引等事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等業務の停止を命ずることができる。

- 一 第四十八条の四各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至つたとき。
- 二 第四十八条の五第一項各号に掲げる要件に適合しなくなつたとき。
- 三 前条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき。

登録事業者が欠格条項に該当することになったとき

登録基準を満たさなくなつたとき

登録事項の変更届出義務に違反したとき

6. 公示(法第48条の8)

第四十八条の八 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

- 一 登録をしたとき。
- 二 第四十八条の六第一項の規定による届出(氏名若しくは名称若しくは住所又は事業所の名称若しくは所在地に係るものに限る。)があつたとき。
- 三 第四十八条の六第二項の規定による届出があつたとき。
- 四 前条の規定により登録を取り消し、又は喀痰吸引等業務の停止を命じたとき。

指導監督

第四十八条の九 第十九条及び第二十条の規定は、登録喀痰吸引等事業者について準用する。この場合において、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。



【報告の徴収】

第十九条

厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、その必要な限度で、厚生労働省令に定めるところにより、**指定試験機関**に対し、報告させることができる。

【立入検査の実施】

第二十条

厚生労働大臣は、この法律を施行するために必要があると認めるところには、その必要な限度で、その職員に、**指定試験機関**の事務所に立ち入り、**指定試験機関**の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2、3(略)

【報告の徴収】

第十九条

都道府県知事は、この法律を施行するため必要があるときは、その必要な限度で、厚生労働省令に定めるところにより、**登録喀痰吸引等事業者**に対し、報告させることができる。

【立入検査の実施】

第二十条

都道府県知事は、この法律を施行するために必要があると認めるところには、その必要な限度で、その職員に、**登録喀痰吸引等事業者**の事務所に立ち入り、**登録喀痰吸引等事業者**の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2、3(略)

登録特定行為事業者

～附則第20条:「特定行為」の読替～

17

1. 特定行為(法附則第20条)

附則第二十条 自らの事業又はその一環として、特定行為(認定特定行為業務従事者が行うものに限る。)の業務(以下「特定行為業務」という。)を行おうとする者は、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2. 特定行為の読み替え(法附則第20条第2項)

附則第二十条

2 第十九条及び第二十条の規定は前項の登録を受けた者について、第四十八条の三第二項、第四十八条の四から第四十八条の八まで及び第四十八条の十の規定は前項の登録について準用する。

この場合において、

これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、

「喀痰吸引等業務」とあるのは「特定行為業務」と、

第十九条中「指定試験機関」とあるのは「附則第二十条第一項の登録を受けた者(以下「登録特定行為事業者」という。）」と、

第二十条第一項中「指定試験機関」とあるのは「登録特定行為事業者」と、

第四十八条の四第三号中「第四十八条の七」とあるのは「第四十八条の七(附則第二十条第二項において準用する場合を含む。）」と、

第四十八条の五第一項第二号中「喀痰吸引等」とあるのは「特定行為」と、

同項第三号中「喀痰吸引等」とあるのは「特定行為」と、「介護福祉士」とあるのは「認定特定行為業務従事者」と、

第四十八条の六第一項中「登録を受けた者(以下「登録喀痰吸引等事業者」という。）」とあるのは「登録特定行為事業者」と、

同条第二項及び第三項並びに第四十八条の七中「登録喀痰吸引等事業者」とあるのは「登録特定行為事業者」と読み替えるものとする。



18

〔報告の徴収〕

第十九条

厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、その必要な限度で、厚生労働省令に定めるところにより、**指定試験機関**に対し、報告させることができる。

〔立入検査の実施〕

第二十条

厚生労働大臣は、この法律を施行するために必要があると認めるところには、その必要な限度で、その職員に、**指定試験機関**の事務所に立ち入り、**指定試験機関**の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2、3(略)

〔報告の徴収〕

第十九条

都道府県知事は、この法律を施行するため必要があるときは、その必要な限度で、厚生労働省令に定めるところにより、「**附則第二十条第一項の登録を受けた者(以下「登録特定行為事業者」という。)**」に対し、報告させることができる。

〔立入検査の実施〕

第二十条

都道府県知事は、この法律を施行するために必要があると認めるところには、その必要な限度で、その職員に、**登録特定行為事業者**の事務所に立ち入り、**登録特定行為事業者**の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2、3(略)

19

(登録)

第四十八条の三

2 前項の登録(以下この章において「登録」という。)を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 **喀痰吸引等業務**開始の予定年月日
- 四 その他厚生労働省令で定める事項

(登録)

第四十八条の三

2 前項の登録(以下この章において「登録」という。)を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 **特定行為業務**開始の予定年月日
- 四 その他厚生労働省令で定める事項

(欠格条項)

第四十八条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- 二 この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- 三 **第四十八条の七**の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者
- 四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの

(欠格条項)

第四十八条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- 二 この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- 三 **第四十八条の七(附則第二十条第二項において準用する場合を含む。)**の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者
- 四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの

20

(登録基準)

第四十八条の五 都道府県知事は、第四十八条の三第二項の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならない。

一 医師、看護師その他の医療関係者との連携が確保されているものとして厚生労働省令で定める基準に適合していること。

二 **喀痰吸引等**の実施に関する記録が整備されていることその他**喀痰吸引等**を安全かつ適正に実施するために必要な措置として厚生労働省令で定める措置が講じられていること。

三 医師、看護師その他の医療関係者による**喀痰吸引等**の実施のための体制が充実しているため**介護福祉士**が**喀痰吸引等**を行う必要性が乏しいものとして厚生労働省令で定める場合に該当しないこと。

2 登録は、登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 第四十八条の三第二項各号に掲げる事項

(登録基準)

第四十八条の五 都道府県知事は、第四十八条の三第二項の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならない。

一 医師、看護師その他の医療関係者との連携が確保されているものとして厚生労働省令で定める基準に適合していること。

二 **特定行為**の実施に関する記録が整備されていることその他**喀痰吸引等**を安全かつ適正に実施するために必要な措置として厚生労働省令で定める措置が講じられていること。

三 医師、看護師その他の医療関係者による**特定行為**の実施のための体制が充実しているため**認定特定行為業務従事者**が**特定行為**を行う必要性が乏しいものとして厚生労働省令で定める場合に該当しないこと。

2 登録は、登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 第四十八条の三第二項各号に掲げる事項

21

(変更等の届出)

第四十八条の六 **登録を受けた者**(以下「**登録喀痰吸引等事業者**」という。)は、第四十八条の三第二項第一号から第三号までに掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、同項第四号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 **登録喀痰吸引等事業者**は、**喀痰吸引等業務**を行う必要がなくなつたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出があつたときは、当該**登録喀痰吸引等事業者**の登録は、その効力を失う。

(変更等の届出)

第四十八条の六 **登録特定行為事業者**は、第四十八条の三第二項第一号から第三号までに掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、同項第四号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 **登録特定行為事業者**は、**特定行為業務**を行う必要がなくなつたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出があつたときは、当該**登録特定行為事業者**の登録は、その効力を失う。

(登録の取消し等)

第四十八条の七 都道府県知事は、**登録喀痰吸引等事業者**が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて**喀痰吸引等業務**の停止を命ずることができる。

一 第四十八条の四各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至つたとき。

二 第四十八条の五第一項各号に掲げる要件に適合しなくなつたとき。

三 前条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき。

(登録の取消し等)

第四十八条の七 都道府県知事は、**登録特定行為事業者**が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて**喀痰吸引等業務**の停止を命ずることができる。

一 第四十八条の四各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至つたとき。

二 第四十八条の五第一項各号に掲げる要件に適合しなくなつたとき。

三 前条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき。

22

(公示)

第四十八条の八 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

- 一 登録をしたとき。
- 二 第四十八条の六第一項の規定による届出(氏名若しくは名称若しくは住所又は事業所の名称若しくは所在地に係るものに限る。)があつたとき。
- 三 第四十八条の六第二項の規定による届出があつたとき。
- 四 前条の規定により登録を取り消し、又は**喀痰吸引等業務**の停止を命じたとき。

(公示)

第四十八条の八 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

- 一 登録をしたとき。
- 二 第四十八条の六第一項の規定による届出(氏名若しくは名称若しくは住所又は事業所の名称若しくは所在地に係るものに限る。)があつたとき。
- 三 第四十八条の六第二項の規定による届出があつたとき。
- 四 前条の規定により登録を取り消し、又は**特定行為引業務**の停止を命じたとき。

(省令委任)

第四十八条の十 第四十八条の三から前条までに規定するもののほか、**喀痰吸引等業務**の登録に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(省令委任)

第四十八条の十 第四十八条の三から前条までに規定するもののほか、**特定行為引業務**の登録に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

3. 特定行為(法附則第28条)

附則第二十八条 第四十八条の四第三号の規定の適用については、当分の間、同号中「第四十八条の七」とあるのは、「第四十八条の七(附則第二十条第二項において準用する場合を含む。)」とする。

第48条の4第3号

(欠格条項)

- 第四十八条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。
- 三 **第四十八条の七**の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

登録喀痰吸引等事業者



取消日



2年間=再登録不可

附則第28条

登録特定行為事業者



取消日



2年間=再登録不可

附則第20条第2項 (第48条の4第3号読替)

介護福祉士に係る登録事業所としての登録が取り消された事業所が、取消直後に**認定特定行為業務従事者**を使用して申請する脱法的行為を防止

認定特定行為業務従事者認定証

25

具体的な事務手続きの流れ ～「認定証」交付～



※登録研修機関への委託も可。(委託の場合については資料中スライド33を参照)

26

1. 認定特定行為業務従事者(法附則第3条)

附則第三条 介護の業務に従事する者(介護福祉士を除く。次条第二項において同じ。)のうち、同条第一項の認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けている者(以下「認定特定行為業務従事者」という。)は、当分の間、保健師助産師看護師法第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として、医師の指示の下に、特定行為(喀痰吸引等のうち当該認定特定行為業務従事者が修了した次条第二項に規定する喀痰吸引等研修の課程に応じて厚生労働省令で定める行為をいう。以下同じ。)を行うことを業とすることができる。ただし、次条第四項の規定により特定行為の業務の停止を命ぜられている者については、この限りでない。

2 認定特定行為業務従事者は、特定行為の業務を行うに当たっては、医師、看護師その他の医療関係者との連携を保たなければならない。

～省令において定める予定の事項～

「喀痰吸引等研修」について、課程に応じた3区分を規定。

- ①喀痰吸引及び経管栄養について、対象となる行為のすべてを行う類型
- ②喀痰吸引(口腔内及び鼻腔内)及び経管栄養(胃ろう及び腸ろうのみ)を行う類型
- ③実地研修を重視した類型

27

2. 認定証の交付(法附則第4条第1・2項)

附則第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が交付する。

2 認定特定行為業務従事者認定証は、介護の業務に従事する者に対して認定特定行為業務従事者となるのに必要な知識及び技能を修得させるため、都道府県知事又はその登録を受けた者(以下「登録研修機関」という。)が行う研修(以下「喀痰吸引等研修」という。)の課程を修了したと都道府県知事が認定した者でなければ、その交付を受けることができない。

～省令において定める予定の事項～

「認定証」の記載事項について、以下を規定。

- ・氏名及び生年月日
- ・認定特定行為業務従事者が行うことができる特定行為の種類
- ・その他必要な事項

28

2-2. 従事者に関する欠格条項（法附則第4条第3項）

附則第四条

3 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、認定特定行為業務従事者認定証の交付を行わないことができる。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- 三 この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- 四 第四十二条第二項において準用する第三十二条第一項第二号又は第二項の規定により介護福祉士の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
- 五 次項の規定により認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ぜられ、その日から二年を経過しない者

～政令において以下の法律について定める予定～

児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、薬事法、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、障害者自立支援法、平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律

29

2-3. 従事者に関する処分規定（法附則第4条第4項）

附則第四条

4 都道府県知事は、認定特定行為業務従事者が次の各号のいずれかに該当する場合には、期間を定めて特定行為の業務を停止し、又はその認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ずることができる。この場合において、当該処分の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

- 一 前項各号（第五号を除く。）のいずれかに該当するに至つた場合
- 二 前号に該当する場合を除くほか、特定行為の業務に関し不正の行為があつた場合
- 三 虚偽又は不正の事実に基づいて認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた場合

～政令において定める予定の事項～

- ・ 認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ぜられた者は、遅滞なく、返納を命じた都道府県知事にこれを返納しなければならないこと。
- ・ 都道府県知事は、他の都道府県知事から認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた認定特定行為業務従事者について、認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ずることが適当と認めるときは、理由を付して、当該認定特定行為業務従事者に認定特定行為業務従事者認定証を交付した都道府県知事にその旨を通知しなければならないこと。
- ・ 都道府県知事は、他の都道府県知事から認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた認定特定行為業務従事者について、業務の停止処分をしたときは、当該認定特定行為業務従事者に認定特定行為業務従事者認定証を交付した都道府県知事に処分年月日、理由及び内容を通知しなければならないこと。

30

2-4. 認定証交付申請（法附則第4条第5項）

附則第四条

5 前各項に定めるもののほか、認定特定行為業務従事者認定証の交付、再交付及び返納、第二項の都道府県知事の認定その他認定特定行為業務従事者に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

～省令において定める予定の事項～

「認定証」の申請に必要な事項について、以下を規定。

- ・ 氏名及び生年月日
- ・ 認定を受けようとする特定行為の種類
- ・ その他必要な事項

申請の添付書類として、以下を規定。

- ・ 研修修了証明書
- ・ 住民票（写）

31

3. 認定証交付事務の委託（法附則第5条）

附則第五条 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前条に規定する認定特定行為業務従事者認定証に関する事務（認定特定行為業務従事者認定証の返納に係る事務その他政令で定める事務を除く。次項において「認定証交付事務」という。）の全部又は一部を登録研修機関に委託することができる。

2 前項の規定により認定証交付事務の委託を受けた登録研修機関の役員（法人でない登録研修機関にあつては、前条第二項の登録（次条から附則第九条まで並びに附則第十六条、第十七条及び第十九条において「登録」という。）を受けた者）若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、当該委託に係る認定証交付事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

～政令において定める予定の事項～

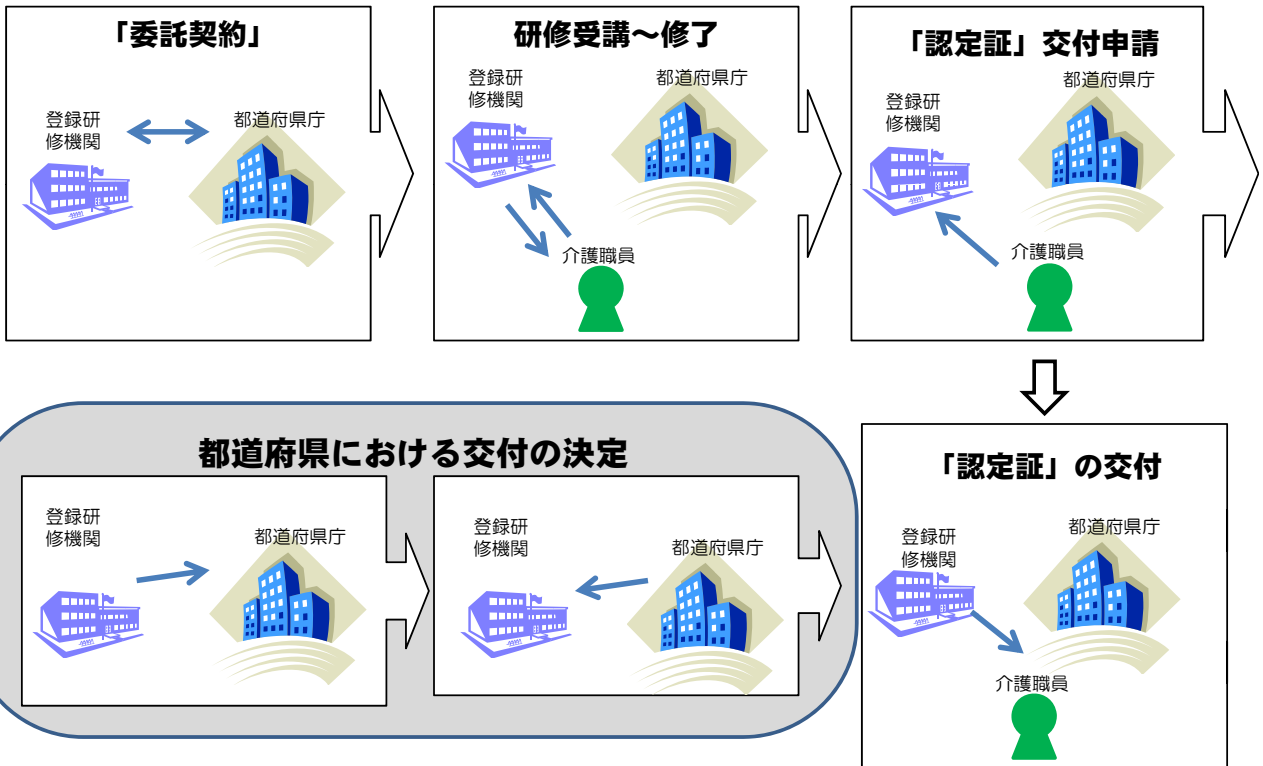
- ・ 認定事務（認定の決定）
- ・ 認定特定行為業務従事者認定証の交付の拒否に係る事務

～省令において定める予定の事項～

委託は、「委託契約書」を作成して行うこと。

32

具体的な事務手続きの流れ
～「認定証」交付：委託の場合～

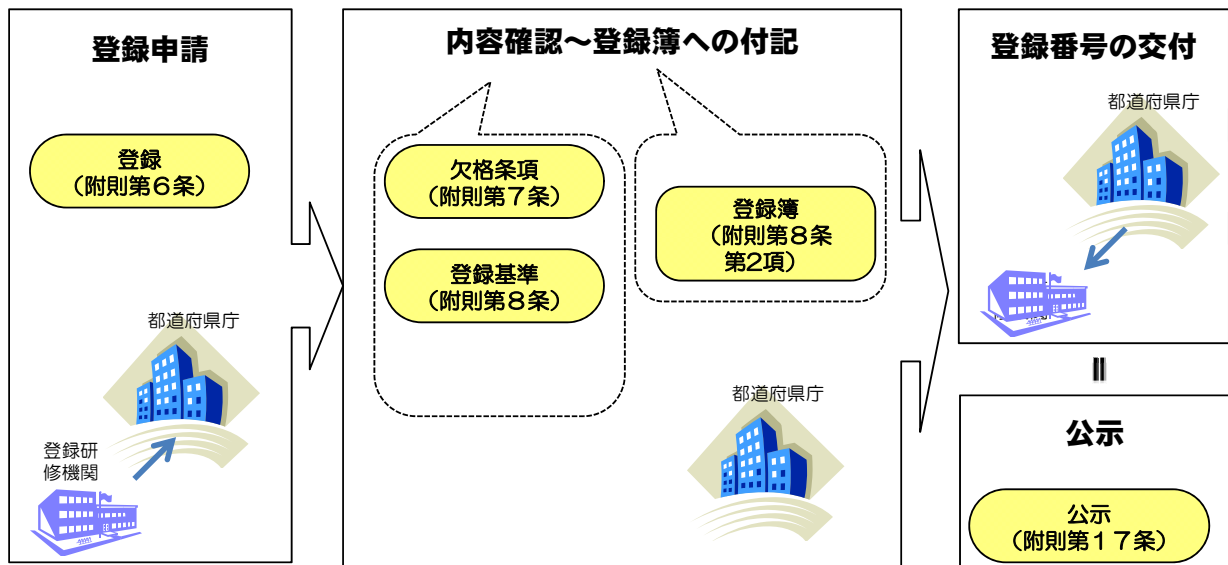


33

登録研修機関

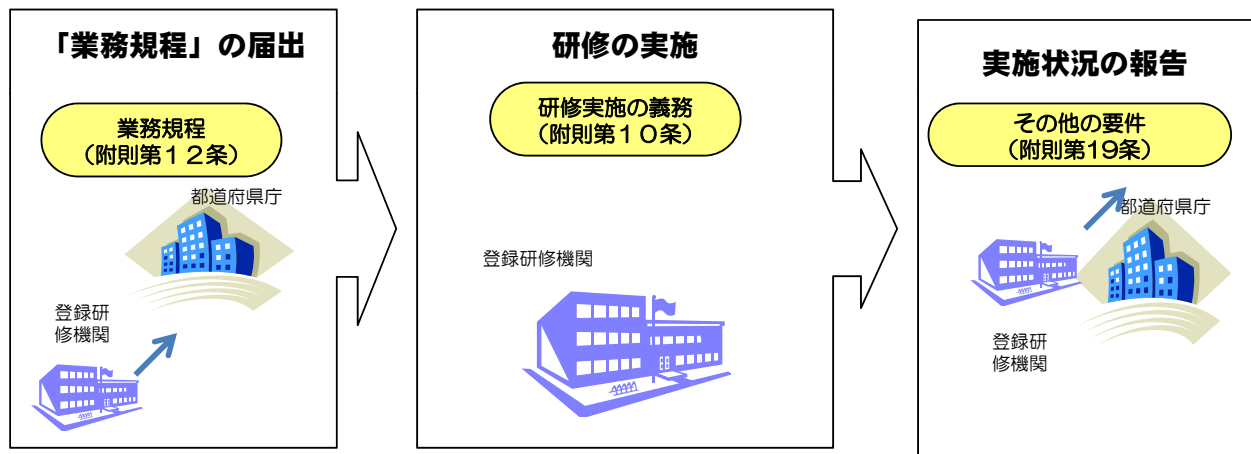
35

具体的な事務手続きの流れ ～「登録研修機関」の登録申請～



36

具体的な事務手続きの流れ
～「喀痰吸引等研修」の実施～



37

1. 登録(法附則第6条)

附則第六条 登録は、厚生労働省令で定めるところにより、事業所ごとに、喀痰吸引等研修を行おうとする者の申請により行う。

～省令(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則)において定める予定の事項～

- 申請書の記載事項
 - ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ・事業所の名称及び所在地
 - ・喀痰吸引等研修の業務開始の予定年月日
 - ・実施する喀痰吸引等研修の内容
- 添付書類
 - ・(申請者が法人である場合)定款又は寄付行為及び登記事項証明書
 - ・(申請者が個人である場合)住民票(写)
 - ・申請者が欠格条項に該当しない旨の誓約書
 - ・登録基準の要件に適合していることを証する書類

38

1-2. 登録の更新(法附則第9条)

附則第九条 登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

～政令において定める予定の事項～

- ・更新期間については、5年とする。

1-3. 変更の届出(法附則第11条)

附則第十一条 登録研修機関は、附則第八条第二項各号(第一号を除く。)に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2. 欠格条項(法附則第7条)

附則第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- 二 この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- 三 附則第十六条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
- 四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの

39

3. 登録基準(法附則第8条)

附則第八条 都道府県知事は、附則第六条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならない。

- 一 喀痰吸引等に関する法律制度及び実務に関する科目について喀痰吸引等研修の業務を実施するものであること。
- 二 前号の喀痰吸引等に関する実務に関する科目にあつては、医師、看護師その他の厚生労働省令で定める者が講師として喀痰吸引等研修の業務に従事するものであること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、喀痰吸引等研修の業務を適正かつ確実に実施するに足りるものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

～省令(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則)において定める予定の事項～

- 喀痰吸引等の実務に関する科目については、医師、看護師、保健師又は助産師が講師となること。
- 研修を受ける者の数に対し十分な数の講師を確保していること。
- 研修に必要な器具等を確保していること。
- 安全管理体制等以下の研修に関する事項を定めた業務規程を定めること。
 - ・研修の実施場所、実施方法・安全管理体制
 - ・料金、受付方法
 - ・業務上知り得た秘密の保持
 - ・業務に関する書類の保存等
- 研修の各段階毎に習得の程度を審査すること。
 - ※筆記試験及びプロセス評価
- 他の類型の研修等により知識・技能を修得している者には研修の一部を免除できること。
- 都道府県に対する研修の実施状況の定期的な報告
- 研修修了者に関する帳簿の作成及び保存

40

3-2. 登録基準(法附則第8条第2項) ～研修機関登録簿～

- 2 登録は、研修機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
- 一 登録年月日及び登録番号
 - 二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 三 事業所の名称及び所在地
 - 四 喀痰吸引等研修の業務開始の予定年月日
 - 五 その他厚生労働省令で定める事項

～省令(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則)において定める予定の事項～

「研修機関登録簿」に掲げる事項として、「登録研修機関が実施する喀痰吸引等研修の課程」を追加。

3-3. 準用(附則第18条) ～帳簿の備付け～

附則第十八条 第十七条、第十九条及び第二十条の規定は、登録研修機関について準用する。この場合において、第十七条中「試験事務」とあるのは「喀痰吸引等研修の業務」と、第十九条及び第二十条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。



第十七条【帳簿の備付け等】

登録研修機関は、厚生労働省令で定めるところにより、喀痰吸引等研修の業務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保管しなければならない。

41

4. 喀痰研修等研修の実施に係る義務(法附則第10条)

附則第十条 登録研修機関は、公正に、かつ、附則第八条第一項各号の規定及び厚生労働省令で定める基準に適合する方法により喀痰吸引等研修を行わなければならない。

～省令(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則)において定める予定の事項～

- 研修の各段階毎に習得の程度を審査すること
※ 筆記試験及びプロセス評価
- 他の種類の研修等により知識・技能を修得している者には研修の一部を免除できること
※研修類型②(実地研修で気管カニューレ内吸引及び経鼻経管栄養を除く類型)を修了した者が研修類型①(対象となる行為の全てを行う類型)を受講する場合や経過措置により一部の行為の実施が認められている者を想定。

～当面、検討中～

「喀痰吸引等研修」の実施に必要となる、『研修テキスト』、『実施要領』、『評価基準』等については、試行事業(平成22年度、平成23年度)の状況を踏まえ提示等を行う予定。

42

5. 業務規程(法附則第12条)

附則第十二条 登録研修機関は、喀痰吸引等研修の業務に関する規程(次項において「業務規程」という。)を定め、喀痰吸引等研修の業務の開始前に、都道府県知事に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、喀痰吸引等研修の実施方法、喀痰吸引等研修に関する料金その他の厚生労働省令で定める事項を定めておかなければならない。

～省令(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則)において定める予定の事項～

- 安全管理体制等以下の研修に関する事項を定めた業務規程を定めること
 - ・ 研修の実施場所、実施時期、安全管理体制、その他の実施方法に関すること
 - ・ 料金に関すること
 - ・ 受講申込の受付方法に関すること
 - ・ 業務上知り得た秘密の保持に関すること
 - ・ 業務に関する書類の保存に関すること

等

43

6. 業務の休廃止(法附則第13条)

附則第十三条 登録研修機関は、喀痰吸引等研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

～省令(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則)において定める予定の事項～

届出事項として、以下について規定

- ・ 休止し、又は廃止した喀痰吸引等研修の課程
- ・ 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあっては、その期間
- ・ 休止し、又は廃止しようとする理由

44

7. 適合命令(法附則第14条):改善命令(法附則第15条)

附則第十四条 都道府県知事は、登録研修機関が附則第八条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録研修機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

附則第十五条 都道府県知事は、登録研修機関が附則第十条の規定に違反していると認めるときは、その登録研修機関に対し、同条の規定による喀痰吸引等研修を行うべきこと又は喀痰吸引等研修の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

8. 登録の取消し等(法附則第16条)

附則第十六条 都道府県知事は、登録研修機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等研修の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 附則第七条各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至つたとき。
- 二 附則第十一条から第十三条までの規定に違反したとき。
- 三 前二条の規定による命令に違反したとき。
- 四 附則第十八条において準用する第十七条の規定に違反したとき。
- 五 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき。

9. 公示(法附則第17条)

附則第十七条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

- 一 登録をしたとき。
- 二 附則第十一条の規定による届出(氏名若しくは名称若しくは住所又は事業所の名称若しくは所在地に係るものに限る。)があつたとき。
- 三 附則第十三条の規定による届出があつたとき。
- 四 前条の規定により登録を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

45

指導監督

附則第十八条 第十七条、第十九条及び第二十条の規定は、登録研修機関について準用する。この場合において、第十七条中「試験事務」とあるのは「喀痰吸引等研修の業務」と、第十九条及び第二十条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。



第十九条 【報告の徴収】

都道府県知事は、この法律を施行するため必要があるときは、その必要な限度で、厚生労働省令に定めるところにより、登録研修機関に対し、報告させることができる。

第二十条 【立入検査の実施】

都道府県知事は、この法律を施行するために必要があると認めるところには、その必要な限度で、その職員に、登録研修機関の事務所に立ち入り、登録研修機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

◎罰則(附則第21～27条)

第二十一条 附則第五条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十二条 附則第十六条の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録研修機関(その者が法人である場合にあつては、その役員又は職員)は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 附則第二十条第一項の規定に違反して、同項の登録を受けないで、特定行為業務を行つた者
- 二 附則第二十条第二項において準用する第四十八条の七の規定による特定行為業務の停止の命令に違反した者

第二十四条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録研修機関(その者が法人である場合にあつては、その役員又は職員)は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 附則第十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 二 附則第十八条において準用する第十七条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
- 三 附則第十八条において準用する第十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 四 附則第十八条において準用する第二十条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 附則第二十条第二項において準用する第十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 二 附則第二十条第二項において準用する第二十条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第二十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して附則第二十三条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第二十七条 正当な理由なく、附則第四条第四項の規定による命令に違反して認定特定行為業務従事者認定証を返納しなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

(参考) 申請書類その他の様式 ～登録喀痰吸引等事業者～

登録申請 関係	登録申請書		○	
	添付書類	法人の場合	寄付行為又は定款	
			登記事項証明書	
		個人の場合	住民票（写）	
	共有	第48条（欠格事由）に該当しない旨の誓約書	○	
		登録基準の適合に関する書類		
変更登録申請書			○	
登録辞退申請書			○	
登録基準 関係	医療関係者との連携関係	医師指示書	○	
		喀痰吸引等計画書	○	
		喀痰吸引等実施状況報告書	○	
	介護福祉士の実地研修	実地研修 修了証明書	○	
		実地研修 修了者名簿	○	
		実地研修 実施状況報告書	○	
その他	登録喀痰吸引等事業者登録簿		○	

※○印の様式については、通知等で標準的な様式の提示を行う予定。

49

(参考) 申請書類その他の様式 ～登録特定行為事業者～

登録申請 関係	登録申請書		○	
	添付書類	法人の場合	寄付行為又は定款	
			登記事項証明書	
		個人の場合	住民票（写）	
	共有	第48条（欠格事由）に該当しない旨の誓約書	○	
		登録基準の適合に関する書類		
変更登録申請書			○	
登録辞退申請書			○	
登録基準 関係	医療関係者との連携関係	医師指示書	○	
		特定行為計画書	○	
		特定行為実施状況報告書	○	
その他	登録特定行為事業者登録簿		○	

※○印の様式については、通知等で標準的な様式の提示を行う予定。

登録録喀痰吸引等事業者と同様の内容のものとする予定。

50

(参考) 認定証、申請書類その他の様式 ～認定特定行為業務従事者～

認定証	認定特定行為業務従事者認定証		○
	認定特定行為業務従事者認定証 (委託機関発行用)		○
申請書	認定証交付申請書		○
	添付書類	研修修了証	
		住民票(写)	
		附則第4条第3項(欠格事由)に該当しない旨の誓約書	○
	変更申請書		○
	再交付申請書		○
登録辞退申請書		○	
その他	認定特定行為業務従事者登録簿		○
	委託契約書(雛形)		○
	処分取り消しに関する都道府県間の通知文書(雛形)		○

※○印の様式については、通知等で標準的な様式の提示を行う予定。

(参考) 申請書類その他の様式 ～登録研修機関～

登録申請 関係	登録申請書		○	
	添付書類	法人の場合	寄付行為又は定款	
			登記事項証明書	
		個人の場合	住民票(写)	
		共有	第48条(欠格事由)に該当しない旨の誓約書	○
		登録基準の適合に関する書類		
変更届出書		○		
休廃止届出書		○		
登録基準 関係	研修修了証明書		○	
	研修修了者 管理簿		○	
その他	登録研修機関登録簿		○	
	業務規程(雛形)		○	

※○印の様式については、通知等で標準的な様式の提示を行う予定。